

川崎町農業委員会

7月総会議事録

期 日 平成29年7月10日(月)

場 所 川崎町役場2階入札室

平成29年7月10日開催、川崎町農業委員会臨時総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(15人)

出席委員(15人)

1番	土田 大作	2番	植木 守	3番	岩本 勉
4番	吉住 英子	5番	杉本 利雄		
7番	奈木野 康徳	8番	小山田 憲司	9番	川根 節生
10番	小峠 清人	11番	藤川 航	12番	中村 明
14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫	16番	柳武 正義
17番	中野 恵				

3、欠席委員(1人)

6番	大谷 春清				

4、本会事務局 事務局長：重藤 敬二、 係長：林 勇

5、事務局長開会あいさつ

6、議事日程

議事録署名人の指名

報告第1号 農地法第4条にかかる無許可の農地転用について

7、その他

会議の概要

事務 局長 定刻になりましたので、平成29年7月の農業委員会総会を開催します。本日は 16名中、15名の出席であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。尚、この総会は皆様の任期での最後の総会となります。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長にお願いし議事進行いたしたいと思います。

それでは、議長、ご挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

それでは、議事に入ります。

日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は●●番委員、●●番委員にお願いいたします。

本日は3条、4条、5条の案件はございません。お送りしました総会開催通知に添付していましたが、議事日程では、報告第1号「農地法第4条に係る無許可の農地転用について」でございますが、現在、所有者との協議中でございますので、今日配布いたしました議事日程に、差し替えさせていただき、経過報告とさせていただきます。

事務局

それでは、報告第1号の説明を事務局お願いいたします。

無断転用地は、大字●●畑●●・●●番地●●●●及び当時所有者大字●●のため池●●地の一部を昭和40年頃に無断で埋め立てて筆界をわからなくした件です。その後再三にわたり●●氏と協議を重ねましたが、その都度に不調に終わっております。平成22年1月に行った農林事務所との協議の中では、農業委員会としては、

ため池の所有権を田原区と認め、筆界未定を解消する。

現地を農地に戻すこと(昭和40年頃にまで戻すことは求めていない。)

と、農林事務所に回答しています。

7月3日の農林事務所との確認事項は県としても埋めた土を持ち出すことは容易でないと判断している。2年程度農地として使用・管理すればその後農業委員会が転用許可を出しても異議は唱えない。と回答をもらった。

ため池跡地は、現在川崎町となっているため、町長に経過報告をしたところ、川崎町が持っていて管理が大変だから、現所有者の●●氏と売買を含めた話を協議するように指示があったため、●●氏に連絡を取り来庁する様に伝えていますが、先方の仕事の関係上来庁は未定です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(●●番委員)

●●番委員

このことについて、この場で知っているとしたら、会長が主に知っていると思うが。この件は●●さんも知っていると思います。この件については、この会議で決められないと思います。会長から説明して下さい。裁判までしようかと●●さんが言っていたが、県議員をしていたので他の方に任せるとなった。

事務局

今の件に関して、平成22年の1月時点では当農業委員会としては農地として戻すという結論で県の方に要望していますのでその時点では農業委員会としての考え方としては、現状のまま農地として

- 番委員 戻す言う考え方であったと私は推測しています。以上です。
- 議 長 ともと田原の用水路でしょ。田原の物なので埋め立てている時点で田原の行政区で話し合いがあつてははずです。
- 番委員 その時点では田原区で話しはなかつたです。
- 議 長 そうしたら埋めているのを見ていたのですか。田原全体が認めているのですか。
- 事務局 認めているとかなかつたです。
- 事務局 現時点で●●さんのものと言うのはだれも認めていません。法務局としても登記上、国土調査が入るまでは所有者は大字田原となっています。今回整理をしたと思います。土地の整理をした時点で田原の方が放棄をしたもので現在は川崎町と名義になっています。以上です。
- 14番委員 川崎町名義になっているのですか。行政区が町に返したということですか。
- 議 長 その池自体は、水がたまることはなかつたです。
- 番委員 田原行政区の所有物でしょ。勝手に個人で埋めて畑になったときに行政区が何も言わないで認めたのですか。
- 議 長 池自体は埋めていないです。池の下が●●氏個人の所有地です。そこを埋めています。
- 番委員 最終的に町の名義になっている。分筆に費用がかかると言っているでしょ。
- 議 長 ともと筆界未定になっています。個人が負担しないといけません。池は町の所有になっても筆界未定を解かないと手嶋氏も自分のものと言うことはできない」。
- 事務局 2ページに三つ並べて番地を書いていると思いますが、そこに3番地が入っているということです。その中で●●氏の●●番地に関しては、境界をはっきりさせなくてもこまらないくで、川崎町名義になっている池の部分は分筆したい。ということで前向きに話を進めています。里道の件は、●●番委員が現地でも言っていたように承っています。里道の管理に関しては管材課が管理になりますので、それと合わせて農業委員会からも、昔のよう通れるように回復して下さいとは言ってもらうようにしたいと思います。
- 番委員 これが認められた場合なにもペナルティー、罰則は無いのですか。
- 事務局 本来なら罰金300万円と言うのがあります。県の方はそういう対応をとったことはない、ということでそのまま保留して現在になつてむしかえして今持ってきているのが現状です。
- 議 長 一部分を農地として使用する。里道は、前の通りに戻す。言うことを前提で話を進めて行くようにしたいと思います。今申したよう

に今後その方向で進めていきたいと思ひます。宜しいですか。

(はい)

他にございせんか。

それでは本日で最終回の総会でございますが、過去3年間皆様方に対して行きとどいたことが出来ないまま本日を迎えてわけでございせんが、皆様方のご協力を得て3年間出来たことを心よりお礼申し上げたいと思ひます。皆様方におかれましても今後体には、十分気をつけて過ごしていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

閉会 午後2時16分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____

●●番委員 _____

議 長 _____